

(別紙 2)

(仮称) 国際センター駅北地区複合施設新築電気設備工事実施設計技術協力業務委託に関する
基本協定書 (案)

※本資料は優先交渉権者決定後、発注者及び優先交渉権者で協議の上、内容を確定するものとする。

（仮称）国際センター駅北地区複合施設新築電気設備工事実施設計技術協力業務委託（以下「本業務」という。）に関して、仙台市（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「工事施工予定者（技術協力者）」という。）とは、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。また、本協定において、「本工事」とは（仮称）国際センター駅北地区複合施設新築電気設備工事をいう。

(目的)

第1条 本協定は、本業務における発注者が実施した（仮称）国際センター駅北地区複合施設新築電気設備工事実施設計技術協力業務委託に係る公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）において、工事施工予定者（技術協力者）の技術提案等を選定したことを確認し、発注者と工事施工予定者（技術協力者）による工事の請負契約（以下「工事請負契約」という。）の締結に向けて、発注者及び工事施工予定者（技術協力者）が果たすべき責務その他の必要な事項を定めることを目的とする。

(発注者及び工事施工予定者（技術協力者）の責務)

第2条 発注者及び工事施工予定者（技術協力者）は、本協定に係る一切の事項を、信義に従い誠実に
 行うものとする。

2 発注者及び工事施工予定者（技術協力者）は、本協定締結の日から工事請負契約締結日の前日又は価格等の交渉の不成立が確定する日までの間、本協定に記載の事項を履行するものとする。

(技術協力等)

第3条 工事施工予定者（技術協力者）は、発注者が別途反対の意思表示を行う場合を除き、本工事の実設計期間において工事請負契約の締結に向け、本工事における仕様について発注者と工事施工予定者（技術協力者）が協議の上合意した工事費（以下「協議基準額」という。）を定め、発注者が別途発注した設計業務の受注者（以下「設計者」という。）が行う設計に対する技術協力業務を実施するため、本業務の委託契約を発注者と締結する。

2 発注者と工事施工予定者（技術協力者）は、設計者を含む三者との間で、本工事の設計業務に関する協議を行うため、本プロポーザルに係る三者協定を締結する。

3 工事施工予定者（技術協力者）は、発注者が行う調整に対して真摯に対応し、協力する。

4 発注者は、工事施工予定者（技術協力者）が行う本業務に必要な情報を可能な限り提示する。

(協議基準額)

第4条 前条第1項における協議基準額は、金●●●●●●●●●●円（消費税及び地方消費税を含

む) とする。

- 2 発注者からの変更指示、予見不可能な事由に起因する変更、社会経済情勢の変化による協議基準額の変更については、別途協議するものとする。
- 3 前条第1項の協議におけるリスク分担は本プロポーザル実施要項「第11 6 リスク負担、分担」に準ずる。
- 4 協議基準額の増額は、特別の事情がない限り行わない。ただし、第2項の理由により協議基準額が増額となる場合は、発注者、設計者、工事施工予定者（技術協力者）は、相互に協力し、協議基準額内での実施設計を完了するための検討を実施するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定は、本協定締結の日から工事請負契約締結日の前日又は価格等の交渉の不成立が確定する日まで有効とする。ただし、第8条から第14条までの規定は、本協定の有効期間終了後も有効とする。

（工事請負契約手続等）

- 第6条 発注者は、設計者から引渡しを受けた設計成果物を基に、工事施工予定者（技術協力者）に対し工事費の内訳が確認できる工事費内訳書（工事費内訳明細書を含む。）を付した見積書及び見積条件書（以下「見積書等」という。）の提出方法等を通知する。
- 2 工事施工予定者（技術協力者）は、見積書等を作成し、発注者の指定する方法により発注者に提出する。
 - 3 発注者及び工事施工予定者（技術協力者）は、見積書等の内容について価格等の交渉を行い、見積条件等を見直す必要がある場合には、それぞれ見直しを行う。
 - 4 前項により価格等の交渉が成立した場合は、工事施工予定者（技術協力者）は、その内容に基づき、第2項と同じ方法により交渉結果を踏まえた見積書等を提出する。
 - 5 発注者は、設計者より提示された設計書等に基づき予定価格を定める。
 - 6 工事施工予定者（技術協力者）は第2項と同じ方法により最終的な見積書等を提出し、発注者と見積合せを行う。
 - 7 発注者及び工事施工予定者（技術協力者）は、前項の見積合せの結果、最終的な見積金額が予定価格以下の場合、工事施工予定者（技術協力者）を契約の相手方として工事期間等の契約条件を確認のうえ工事施工予定者（技術協力者）と工事請負契約を締結するものとする。
 - 8 前各号における工事請負契約は、仙台市の契約に関する規定に基づき契約するものとする。

（工事請負契約締結に至らない場合）

第7条 発注者は、発注者及び工事施工予定者（技術協力者）いずれの責めにも帰すべからざる事由により価格等の交渉が不成立となった場合は、不成立となった旨とその理由を書面により工事施工予定者（技術協力者）に通知する。

- 2 価格等の交渉が不成立となった場合は、本業務の委託契約に基づく業務委託料を除き、本協定の履行に関し既に支出した費用については発注者、工事施工予定者（技術協力者）それぞれの負担とし、次条から第14条までの規定に基づくものを除き相互に債権債務関係の生じないことを確認する。
- 3 発注者は、工事施工予定者（技術協力者）と工事請負契約を締結できない場合は、工事施工予定者（技術協力者）を除く本プロポーザルに参加した事業者のうち評価結果の順位が上位であった者から順（以下「次点者等」という。）に、本業務の委託契約締結の交渉を行う。
- 4 工事施工予定者（技術協力者）は、価格等の交渉において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、第三者に漏らしてはならない。本協定履行完了後も、同様とする。

（権利義務の譲渡等）

第8条 工事施工予定者（技術協力者）は、発注者の書面による事前の承諾による場合を除き、本協定上の地位及び本協定に基づく権利義務を第三者に譲渡し、又は承継せしめ、若しくは担保に供してはならない。

（特許工法その他の特許権等の取り扱い等）

第9条 第7条により工事請負契約が締結されなかった場合は、発注者及び次点者等は、当該実施設計に従い本工事を実施するために必要な限度で、本業務の委託契約に基づき工事施工予定者（技術協力者）が発注者に引き渡した成果物及び本業務により実施設計に採用された工事施工予定者（技術協力者）の知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウ等を指し、特許権、実用新案権、意匠権については工事施工予定者（技術協力者）に係る発明、考案、意匠で権利登録される前のもの、商標権については出願中のものを含む）を使用することができる。ただし、当該成果物及び知的財産権の使用料の支払いに関しては、発注者及び次点者等は、工事施工予定者（技術協力者）と別途協議を行う。

（損害賠償等）

第10条 第7条により工事請負契約が締結されなかった場合における発注者と工事施工予定者（技術協力者）間の損害賠償義務の有無及び範囲については、信義誠実の原則に則り、その帰責原因の有無と程度については、次の各号のとおりとする。

- (1) 工事施工予定者（技術協力者）は、帰責原因が工事施工予定者（技術協力者）にある場合は、発注者に発生した損害を賠償する。
 - (2) 発注者は、発注者の責めに帰すべき事由により発注者に帰責原因がある場合は、工事施工予定者（技術協力者）に発生した損害を賠償する。
 - (3) 発注者、工事施工予定者（技術協力者）の双方に帰責原因がある場合は、各自の帰責原因の程度、割合によってそれぞれの損害賠償の有無と範囲を別に定める。
- 2 工事施工予定者（技術協力者）が工事請負契約の締結に先立って行った資材発注等（発注者の指示により先行発注した場合を除く）によって生じた損害等について、発注者は工事施工予定者（技術協力者）に対して一切の責任を負わない。

(秘密保持等)

第 1 1 条 工事施工予定者（技術協力者）は、本協定に関し発注者から秘密情報として受領した情報を秘密として保持するとともに、秘密情報を本協定の履行以外の目的に使用し、又は発注者の事前の承諾を得ずに第三者に漏らしてはならない。本協定履行完了後も、また、同様とする。

(協定内容の変更)

第 1 2 条 本協定に規定する各事項は、発注者及び工事施工予定者（技術協力者）の書面による同意がなければ変更することはできない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 1 3 条 本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、また、本協定に関して発注者と工事施工予定者（技術協力者）との間に生じた紛争については、仙台地方裁判所を第 1 審の合意による専属的管轄裁判所とする。

(その他)

第 1 4 条 本協定書に定めのない事項については、必要に応じて発注者及び工事施工予定者（技術協力者）が協議し、決定する。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、発注者及び工事施工予定者（技術協力者）が記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者
仙台市
仙台市長

工事施工予定者（技術協力者）
〇〇〇〇